

都内のハローワーク 一覧

所名	電話番号	最寄り駅	管轄区域
飯田橋	03-3812-8609	JR飯田橋 徒歩5分	千代田、中央、文京、島しょ
上野	03-3847-8609	JR上野 徒歩5分	台東
品川	03-3433-8609	JR浜松町 都営浅草線大門 徒歩6分 徒歩4分	港、品川
大森	03-5493-8609	JR大森 徒歩8分	大田
渋谷	03-3476-8609	JR渋谷 徒歩10分	渋谷、世田谷、目黒
新宿	03-3200-8609	西武新宿線西武新宿 徒歩1分	新宿、中野、杉並
池袋	03-3987-8609	JR池袋 徒歩10分	豊島、板橋、練馬
王子	03-5390-8609	メトロ王子神谷 徒歩7分	北
足立	03-3870-8609	JR・メトロ北千住 徒歩6分	荒川、足立
墨田	03-5669-8609	JR・メトロ錦糸町 徒歩2分	墨田、葛飾
木場	03-3643-8609	メトロ木場 徒歩5分	江東、江戸川
八王子	042-648-8609	JR八王子 徒歩3分	八王子、日野
立川	042-525-8609	JR立川 徒歩10分	立川、昭島、小平、小金井、東村山、 国分寺、国立、東大和、武蔵村山
青梅	0428-24-8609	JR東青梅 徒歩6分	青梅、福生、あきる野、羽村、 西多摩郡
三鷹	0422-47-8609	JR三鷹 徒歩14分	三鷹、武蔵野、清瀬、東久留米、 西東京
町田	042-732-8609	JR・小田急線町田 徒歩13分	町田
府中	042-336-8609	京王線府中 徒歩7分	府中、調布、狛江、多摩、稲城

所在地・アクセス・お問い合わせ

公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援課 委託訓練推進班

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 8階

TEL: 03-5211-2683 FAX: 03-5211-2680

URL [http:// www.shigotozaidan.or.jp/shkn/](http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/) e-mail: itakukunren@shigotozaidan.or.jp

この障害者委託訓練は、東京しごと財団が、厚生労働省「障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業」を東京都から委託され実施しています

- 飯田橋駅から
 - ・JR総武線「東口」徒歩7分
 - ・東京メトロ有楽町線、南北線、都営大江戸線「A2出口」徒歩7分
 - ・東京メトロ東西線「A5出口」徒歩3分
- 水道橋駅から
 - ・JR総武線「西口」徒歩5分
- 九段下駅から
 - ・東京メトロ半蔵門線、都営新宿線「3番出口」徒歩10分
 - ・東京メトロ東西線「7番出口」徒歩8分

平成27年度

障害者委託訓練
「受託機関 募集」
のご案内

障害者の雇用を検討されている企業等
障害者のスキルアップを支援している民間教育機関等 の皆様へ

障害者委託訓練
事業案内

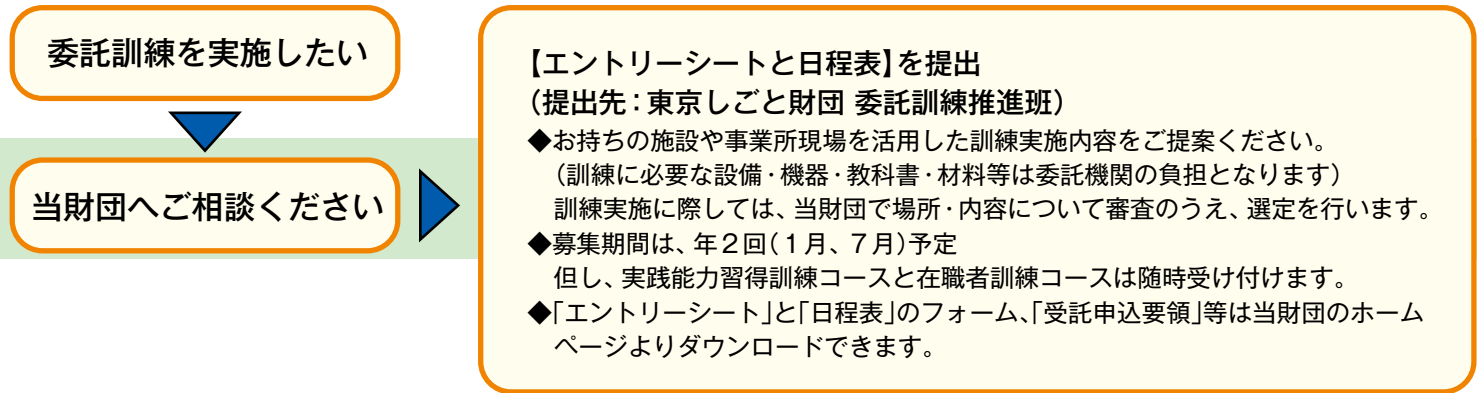
障害者委託訓練とは、(公財)東京しごと財団がハローワークと連携して実施する障害のある方のための多様な職業訓練です。障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能を身につけることを目的に、企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等、様々な機関に訓練を委託して実施しています。

公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援課
委託訓練推進班
電話 03-5211-2683 FAX 03-5211-2680



◆ 障害者委託訓練事業 ◆ 「委託機関お申し込みから訓練開始-終了までの流れ」と「各コースのご案内」

◆「委託機関お申し込みから訓練開始-終了までの流れ」



当財団のコーディネーターが「コースの設定から面接、訓練開始、終了、委託料のお支払」に至るまで、コーディネートいたします。

「障害者の就職のためのスキルアップを支援したい！」
民間教育機関・社会福祉法人・特定非営利活動法人等 向けのコース

知識・技能習得訓練コース

就職に必要な基礎的な知識・技能の習得を図るコースです。

- 【訓練期間】原則3ヶ月以内(月当たり標準100時間, 下限80時間)
- 【科目例】パソコン技能、オフィス作業、封入作業、軽食喫茶業務、清掃等
- 【委託料】訓練受講生1人当たり、上限月額6万円(税抜)



障害者向け日本版デュアルシステム

就職に必要な基礎的な知識・技能の習得に加え、職場実習を一体的に行い、実践的な職業能力の習得を図るコースです。

- 【訓練期間】原則①から③を含め6ヶ月以内
 - ①集合訓練(知識の習得等)1ヶ月から3ヶ月(月当たり標準100時間, 下限80時間)
 - ②職業能力講座(ビジネスマナーやカウンセリング等の講座)(4日以内)
 - ③職場実習(企業現場等を活用)1ヶ月から3ヶ月(下限60時間)
- 【科目例】オフィスパソコン実践、事務作業に必要なパソコン操作と職場実習 等
- 【委託料】訓練受講生1人当たり、①集合訓練: 上限月額6万円(税抜)②職業能力講座: 上限8千円(日額2千円)(税抜)③職場実習: 上限月額9万円(税抜)

e-ラーニングコース

都内在住で訓練施設への通所が困難な障害者等の方を対象に、在宅でインターネットを通じてIT技能の習得を図るコースです。e-ラーニングのノウハウがある在宅就業支援団体等の機関を委託先としています。

- 【訓練期間】原則3ヶ月から6ヶ月(月当たり標準100時間, 下限80時間)
- 【科目例】IT技能、Web制作基礎等
- 【委託料】訓練受講生1人当たり、上限月額6万円(税抜)
- ※通信費・補助教材費は訓練生が負担します。受講生が必要とする補助教材は安価なものを使用し、受講生の負担を軽減するものとします。

在職者訓練コース

企業等で働いている障害者の方が雇用の継続を目的として必要な技能のスキルアップを図るコースです。

- 【訓練期間】原則3ヶ月以内(全体で12時間以上160時間以内)
- 【科目例】仕事に役立つパソコン、ワード・エクセル応用、簿記等
- 【委託料】受講実施時間に応じて訓練受講生1人当たり、2万円(税抜)から16万円(税抜)

「障害者の雇用を検討する上で、適性や作業能力の見極めをしたい！」
障害者雇用を検討している企業向けのコース

実践能力習得訓練コース

企業等を委託先として、実際の職場環境を活用した実践的な職業能力の習得を図るコースです。

- 【訓練期間】原則3ヶ月以内(月当たり標準100時間, 下限60時間)
- 【科目例】事務補助、飲食店舗における補助的業務、清掃作業等
- 【委託料】訓練受講生1人当たり、上限月額6万円(税抜)

※中小企業等は上限月額9万円(税抜)を支払います。
中小企業等の要件につきましてはお問い合わせください。
また別途提出書類が必要となります。



障害者雇用を検討している企業の皆さま、「実践能力習得訓練コース」の受託を検討されてみてはいかがでしょうか。

実際の職場を活用しながら行う訓練であるため、

- 【メリット】
 - ◎訓練中の指導を通じて、訓練生に業務手順や職場のルールを十分に伝えることができます！
 - ◎訓練生の業務遂行力や必要な配慮点等について具体的に知ることができます！

その上で、採用を検討することができます！
この訓練を活用して、有為な人材を採用された企業も多くあります。

訓練対象者

求職者向け

<知識・技能習得訓練コース> <障害者向け日本版デュアルシステム> <実践能力習得訓練コース>

- ◆以下の①②③④⑤すべてに該当する方です。(訓練内容により訓練対象となる障害が異なります)
- ① 身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
・知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があり、公的な判定書(意見書、診断書)、難病指定の医療受給者証等をお持ちの方
- ②居住地管轄のハローワークに求職登録を行い、訓練受講の推薦を受けた方
(中途障害等で休職中の方は要相談)
- ③職業訓練を通じて就職しようとする意思のある方
- ④障害の症状が固定もしくは安定しており、訓練受講に支障のない方
- ⑤訓練施設まで通所ができる方

<e-ラーニングコース>

- ◆上記①から④の要件に加え、都内在住で訓練施設への通所が困難な障害者等の方

在職者向け

<在職者訓練コース>

- ◆上記①の要件に加え、
 - ・都内在住または都内在勤の方
 - ・雇用の継続が見込まれる方
 - ・勤務先の承認が得られる方
- ※訓練終了1ヶ月後に、勤務先に雇用継続の確認をいたします